

平成22年第 1回伊仙町議会臨時会会議録
平成22年 2月 8日（月曜日） 午前10時00分開議

1. 議事日程（第 1号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙

平成22年第 1回伊仙町議会臨時会会議録
平成22年 2月 8日（月曜日） 午前10時00分開議

1. 議事日程（第 1号の追加 1）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 常任委員の選任
- 日程第 6 各常任委員会の委員長及び副委員長の報告
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任及び委員長及び副委員長の報告
- 日程第 8 徳之島地区消防組合議員の選挙
- 日程第 9 徳之島地区介護保険組合議員の選挙
- 日程第10 徳之島愛ランド広域連合組合議員の選挙
- 日程第11 議会選出監査委員の選任
- 日程第12 議案第 1号 字の区域変更…（質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第 2号 平成21年度伊仙町一般会計補正予算（第 6号）
- 日程第14 同意第 1号 伊仙町の教育委員の選任…（質疑～討論～採決）
- 日程第15 同意第 2号 伊仙町の教育委員の選任…（質疑～討論～採決）
- 日程第16 同意第 3号 伊仙町の教育委員の選任…（質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松田一郎君 議会事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	四本延宏君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	樺山正二君
保健福祉課長	益岡稔君	経済課長	中熊俊也君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	大山秀光君
水道課長	幸孝一君	環境課長	牧徳久君
農委事務局長	仲武美君	社会教育課長	幸多健策君
教委総務課長	窪田良治君	選管書記長	岩井哲之助君
学校給食センター		総務課長補佐	
センター	所長 吉見誠朗君	兼庶務係長	佐平浩則君
ほーらい館	所長 樺山誠君		

開 会（開議） 午前10時00分

○事務局長（松田一郎君）

皆さん、おはようございます。

今回の町議会議員選挙におきまして当選された皆様方の輝くご当選を心からお祝い申し上げます。

事務局長の松田一郎です。今後ともよろしくお願い申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後における初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の上木 勲議員をご紹介します。

○臨時議長（上木 勲君）

ただいま紹介されました上木 勲です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしく申し上げます。

ただいまから平成22年第1回伊仙町議会臨時議会を開会します。

本日の会議を開きます。

△ 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（上木 勲君）

日程第1、「仮議席の指定」をします。

「仮議席」は、ただいま着席の議席とします。

△ 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（上木 勲君）

日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に常 隆之議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した常 隆之議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました常 隆之議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された常 隆之議員が議場におられます。

会議規則第33条第 2項の規定によって、当選の告知をします。

[当選人発言を求める]

○臨時議長（上木 勲君）

常 隆之議員の発言を求めます。

○議長（常 隆之君）

議会議員の皆さん、この度、全会一致で議会議長にご推薦いただきまして、誠にありがとうございます。

私もまだまだ未熟ではありますが、皆さんと一緒に議会議長をすすめてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年の10月に町長選挙が行われ、大久保町政がスタートいたしました。

そして、1月24日の議会議員選挙においては、私達14名が、町制施行以来、初めてという無投票の結果によって当選されました。

選挙に対する町民の思い、意識の改革、大きなものがあると思います。

私達は、これに恥じないように一生懸命努力して、伊仙町発展のために、大久保町長がマニフェストに掲げてある1つ1つが成し遂げられるよう、皆さん議会議員の1人ひとりの知恵と努力によって、私も議長という職を公正公平にスムーズにいけるように努力しますので、これからも皆さんのご指導、ご協力、またよろしくお願いいたします。

皆で一生懸命がんばっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○臨時議長（上木 勲君）

常 隆之議長、議長席にお着き願います。

[臨時議長は自分の席へ移動]

休憩 午前10時46分

再開（開議） 午前10時55分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第1 議席の指定

○議長（常 隆之君）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいまの着席のとおり指定します。

△ 日程第2 会議録署名議員の指名をします。

○議長（常 隆之君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、永田 誠君及び福留達也君を指名します。

△ 日程第3 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第3、会期の決定について議題とします。

本臨時会は、会期を本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時議会の会期は、本日1日と決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時45分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第4 副議長の選挙

○議長（常 隆之君）

ただいまから副議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（常 隆之君）

ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第 2項の規定によって、立会人に永田 誠君及び福留達也君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（常 隆之君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

なしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（常 隆之君）

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（松田一郎君）

それでは呼び上げます。

議席番号 1番、永田 誠君、 2番、福留達也君、 3番、前 徹志君、 4番、佐藤隆志君、 5番、明石秀雄君、 6番、樺山 一君、 7番、永岡良一君、 8番、清水喜玖男君、 9番、伊藤一弘君、10番、杉並廣規君、11番、琉 理人君、12番、上木 勲君、13番、美島盛秀君、最後に14番、常 隆之君。

[投票]

○議長（常 隆之君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

永田 誠君及び福留達也君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（常 隆之君）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票。有効投票14票、無効票 0票。

有効投票のうち、伊藤一弘君11票、杉並廣規君 3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4票です。

したがって、伊藤一弘君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（常 隆之君）

ただいま、副議長に当選された伊藤一弘君が議場におられます。

会議規則第33条第 2項の規定によって、当選の告知をします。

○9番（伊藤一弘君）

ただいまご指名いただきまして、ありがとうございます。

副議長に皆様のおかげでご指名いただき、そして今回の議長の下で一生懸命全身全霊をかけてがんばりますので、またよろしくお願ひします。

また、今回は 5名の新人議員が誕生いたしまして、われわれ先輩議員として恥じないように、これから14名一致団結してがんばりたいと思いますので、どうか皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひいたします。

○議長（常 隆之君）

休憩に入りたいと思います。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時50分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第 5 常任委員の選任

○議長（常 隆之君）

日程第 5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

各常任委員の選任については、委員会条例第 7条第 1項の規定によって、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

委員長の互選を別室の議会委員会室で行います。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

△ 日程第 6 各常任委員会の委員長及び副委員長の報告

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き、常任委員会の委員長及び副委員長の報告をします。

総務文教厚生委員会委員長に美島盛秀君、総務文教厚生常任委員会副委員長に前 徹志君、経済建設常任委員会委員長に清水喜玖男君、経済建設常任委員会副委員長に琉 理人君、以上のとおり委員会において互選されたので報告します。

△ 日程第 7 議会運営委員会委員の選任及び委員長及び副委員長の報告

○議長（常 隆之君）

日程第 7、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員は、委員会条例第 4条の 2第 2項の規定によって、副議長の伊藤一弘君、総務文教厚生委員会委員長の美島盛秀君、総務文教厚生常任委員会副委員長の前 徹志君、経済建設常任委員会委員長の清水喜玖男君、経済建設常任委員会副委員長の琉 理人君、以上 5名を選任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

委員長の互選を別室の議会委員会室で行います。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時18分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き、議会運営委員会の委員長及び副委員長の報告をします。

委員長に美島盛秀君、副委員長に清水喜玖男君、以上のとおり委員会において互選されましたので、

報告します。

△ 日程第 8 徳之島地区消防組合議員の選挙

○議長（常 隆之君）

日程第 8、徳之島地区消防組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118条第 2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

徳之島地区消防議員に永岡良一君、前 徹志君、永田 誠君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

したがって、ただいま指名しました永田 誠君、前 徹志君、永岡良一君が徳之島地区消防組合議員に当選されました。

ただいま当選されました 3人の方が議場におられます。

会議規則第33条第 2項の規定によって、当選の告知をします。

○7番（永岡良一君）

永岡良一でございます。

ただいま徳之島地区消防組合議員に推薦されました。

島民の生活、そして生命、財産を守るために一生懸命がんばっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○3番（前 徹志君）

ただいま徳之島地区消防組合議員に推薦されました前 徹志でございます。

伊仙町の消防組合議員として恥じないよう、一生懸命勉強して、がんばりたいと思いますので、ご指導のほどをよろしくお願いたします。

○1 番（永田 誠君）

ただいま徳之島地区消防組合に推薦されました永田 誠です。

先輩議員の指導を受けながら、伊仙町のために一生懸命がんばりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

△ 日程第 9 徳之島地区介護保険組合議員の選挙

○議長（常 隆之君）

日程第 9、徳之島地区介護保険組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

徳之島地区介護保険組合議員に琉 理人君、佐藤隆志君、樺山 一君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

したがって、ただいま指名しました琉 理人君、佐藤隆志君、樺山 一君が徳之島地区介護保険組合議員に当選されました。

ただいま当選されました 3人の方が議場におられます。

会議規則第33条第 2項の規定によって、当選人の告知をします。

○1 1 番（琉 理人君）

ただいま議長より徳之島地区介護保険組合議員に推薦をいただき、ありがとうございます。

これからは介護向上に向けまして一生懸命取り組んでまいる決意でございます。

どうぞよろしくお願ひをいたします。

○4 番（佐藤隆志君）

ただいま議長より徳之島地区介護保険組合の議員に推薦されました。本当にありがとうございます。

伊仙町の場合、高齢化社会となりますので、介護の方を一生懸命勉強してがんばりたいと思います。
よろしくをお願いします。

○6番（樺山 一君）

徳之島地区介護保険組合議員に推薦されました樺山です。

介護の充実に向けて一生懸命がんばりますので、よろしくをお願いします。

△ 日程第10 徳之島愛ランド広域連合組合議員の選挙

○議長（常 隆之君）

日程第10、徳之島愛ランド広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

徳之島愛ランド広域連合議員に上木 勲君、福留達也君、明石秀雄君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

したがって、ただいま指名しました上木 勲君、福留達也君、明石秀雄君が徳之島愛ランド広域連合議員に当選されました。

ただいま当選されました 3人の方が議場におられます。

会議規則第33条第 2項の規定によって、当選人の告知をします。

○12番（上木 勲君）

ただいま徳之島愛ランド広域連合議員に推挙いただきまして、本当にありがとうございます。

これから徳之島の環境問題、その他、委員会で皆さんと一緒に論議をし、また皆さん方の指導を受けながら、徳之島の環境のより良い環境を守り、そして発展させるために一生懸命がんばりたいと思います。

またよろしくご指導をお願いいたします。

○2番（福留達也君）

徳之島愛ランド広域連合組合に推薦された福留であります。

先ほども先輩議員からありましたけれども、かなり課題がたくさんあると聞いております。誠心誠意がんばってまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○5番（明石秀雄君）

ただいま徳之島愛ランド広域連合組合議員に指名を受けました。ありがとうございます。

今度は伊仙町の代表ということでなくて、徳之島全体のことを考えながら勉強していきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

△ 日程第11 議会選出監査委員の選任

○議長（常 隆之君）

日程第11、議会選出監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第 117条の規定によって、樺山 一君の退場を求めます。

[樺山 一議員退場]

○議長（常 隆之君）

質疑を許可します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

討論を許可します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

お諮りします。

議会選出の監査委員は、樺山 一君と決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議会選出の監査委員は、樺山 一君と決定しました。

議会選出監査委員に選出された樺山 一君に辞令を交付します。

○町長（大久保 明君）

辞令

権山 一殿。

伊仙町監査委員に選任する。

任期 平成26年 2月 2日までとする。

平成22年 2月 8日

伊仙町長 大久保 明

△ 日程第12 議案第 1号 字の区域変更

△ 日程第13 議案第 2号 平成21年度伊仙町一般会計補正予算（第 6号）

△ 日程第14 同意第 1号 伊仙町の教育委員の選任

△ 日程第15 同意第 2号 伊仙町の教育委員の選任

△ 日程第16 同意第 3号 伊仙町の教育委員の選任

○議長（常 隆之君）

日程第12、議案第 1号、字の区域変更、日程13、議案第 2号、平成21年度伊仙町一般会計補正予算（第 6号）及び日程第14、同意第 1号から日程第16、同意第 3号までの伊仙町の教育委員の選任についてを一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

提案理由の説明の前に、一言ご挨拶申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、これから新しい14名の議員の中で、常 隆之議長、そして伊藤一弘副議長、そして先ほど選挙で当選いたしました各常任委員会の方々と共に、新しい躍進する輝く伊仙町をつくりあげてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは提案理由の説明いたします。

平成22年第 1回伊仙町議会臨時会に提案いたしました、議案第 1号から同意第 3号までの 5件について、提案理由の説明をいたします。

議案第 1号は、木之香地区の土地改良事業に伴い、字の区域変更について、地方自治法第 260条第 1項の規定により提案してあります。

議案第 2号は、平成21年度一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第 218条第 1項の規定により提案してあります。

同意第 1号から同意第 3号の 3件につきましては、伊仙町教育委員の任期満了に伴い、教育委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

以上、今定例会に提案してあります議案第 1号から議案第 3号までの 5件の提案理由を説明いたしました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1つお断り申し上げます。

今回の教育委員の選任につきまして、教育委員の任期と議会議員の任期がほぼ1日のずれでございましたので、執行部といたしましては、新しい議会議員の中でこの教育委員を選任していただきたいと思ひまして、その間、先ほど申し上げたように、教育委員会総務課長が教育長を代行しております。

今日、皆さん方に選任していただきましたら、明日、緊急の教育委員会を開いて新しい教育委員が決定すると思ひますので、どうかよろしくご理解いただきたいと思ひます。

この間、約5日間ほど教育長が不在になったことに関しましては、皆様方にお詫び申し上げたいと思ひております。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、許可します。

○総務課長（稲 隆仁君）

補足説明をいたします。

議案第1号、字の区域変更につきまして、畑地帯総合整備事業（木之香地区）の事業完了により、換地処分に向けての字の区域変更についてご提案を申し上げてあります。よろしく願いいたします。

議案第2号、平成21年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成21年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額61億3,889万7,000円に歳入歳出それぞれ4,975万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を61億8,865万円とするものであります。

1つお詫びを申し上げます。

総額の単位「円」となっておりますけれども、千円の「千」であります。申し訳ありません。ご訂正をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入についてご説明をいたします。

款9、地方交付税。補正前の額28億150万3,000円に140万9,000円を減額補正し、28億9万4,000円とするものであります。

款第13、国庫支出金9億8,175万8,000円に地域活性化・経済危機対策臨時交付金として1,580万円、地域グリーンニューディール基金事業補助金が組み替えのため減額の369万8,000円、計1,210万2,000円を増額補正し、9億9,386万円とするものであります。

款14、県支出金5億6,671万2,000円に、先ほどの地域グリーンニューディール基金事業補助金が県の委託金として組み替えてございます。369万8,000円を増額補正し、5億7,041万円とするものであります。

款15、財産収入715万7,000円に県道拡張等に伴う用地補償代として793万7,000円を増額補正し、

1,509万4,000円とするものです。

款19、諸収入 6,197万7,000円に同じく県道拡張に伴う発電室等の工作物移転補償費として2,742万5,000円を増額補正し、8,940万2,000円とするものです。

以上、歳入合計61億3,889万7,000円に4,975万3,000円を増額補正し、61億8,865万円とするものであります。

7ページをお願いいたします。

歳出。

款1、議会費、目、議会費 8,121万6,000円に45万円を増額補正し、8,166万6,000円とするものであります。

増額におきましては、議員報酬の118万円、手当は支給率の減少により92万円の減、共済費の19万増の計45万の増額でございます。

款2、総務費、2、財産管理費、4,527万5,000円に3,536万2,000円を増額補正し、8,063万7,000円とするものです。

これにつきましては補償工事請負費として3,124万7,000円、発電室等、ブロック積み等の工事経費でございます。

17の公有財産購入費411万5,000円、郵便局跡の残地購入に充てるものでございます。

同じく目の8、企画費9,849万4,000円に20万円を増額補正し、9,869万4,000円とするものであります。

委託料と工事請負費の組み替え並びに生活バス路線維持事業補助金としての20万を計上してあります。

総務、項の4、選挙費、目6、町議会議員選挙費533万3,000円に205万5,000円を減額補正し、327万8,000円とするものであります。これにつきましては、伊仙町議会議員選挙がございません結果でございます。

8ページをお願いいたします。

3、民生費、目、社会福祉総務費 3億5,975万円に1,500万円を増額補正し、3億7,475万円とするものであります。

これにつきましては特別養護老人ホーム仙寿の里スプリンクラー設置補助金でございます。

財源につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当してございます。

款の4、衛生費、7、健康増進事業費 2,090万4,000円に45万円の増額補正をし、2,135万4,000円とするものであります。これは健康カレンダーの印刷製本費を計上してあります。

9、地域グリーンニューディール基金事業費 369万8,000円につきましては、先ほど歳入の所で説明申し上げましたとおり、国庫補助金から県委託金への財源の組み替えでございます。

款の5、農林水産業費、目の3、農業総務費、8,400万8,000円に84万9,000円を減額補正し、8,315万9,000円とするものであります。人件費の支給率の削減等によるものでございます。

目の18、農業所得向上対策事業費 2,200万に 115万円増額補正し、2,315万円とするものであります。

委託料として液肥センターの清掃委託費として80万円、備品購入費として土壌乾燥機、機器乾燥機の備品購入費として35万円を計上してあります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

同じく農林水産業費、項 2の農地費、9の地籍調査事業費につきましては、事業費の組み替えでございます。

9ページをお願いいたします。

款 6、商工費、目の 3、瀬田海海浜公園観光整備事業費におきましても予算の組み替えでございます。

款 7、土木費、目 1、土木総務費 5,093万 3,000円に 7万円を増額補正し、5,100万 3,000円とするものであります。公用車の車検整備費を計上してあります。

同じく土木費の項 2、道路橋梁費、目、地方道路交付金事業費につきまして、補正前の額 1億 1,988万 3,000円に15万 7,000円を減額補正し、1億 1,972万 6,000円とするものであります。人件費の減によるものであります。

8、消防費、2、非常勤消防費 888万 4,000円に 8万 2,000円を増額補正し、896万 6,000円とするものであります。これは航送料 8万 2,000円を計上してございます。

10ページをお願いいたします。

款 9、教育費、目の 5、学校情報通信技術環境整備事業費 1,681万 2,000円に 5万円を増額補正し、1,686万 2,000円とするものであります。地上デジタルテレビ整備費の補助事業事務費でございます。

以上、既定の歳出合計61億 3,889万 7,000円に 4,975万 3,000円を増額補正し、歳出合計を61億 8,865万円とするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、同意第 1号から同意第 3号までについて説明いたします。

1号から 3号までは、教育委員の任期満了に伴い欠員が生じたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4条第 1項の規定により、教育委員の選任をいたしたく、ご提案申し上げます。

同意第 1号

指名 豊 幸一郎氏

住所 鹿児島県大島郡伊仙町大字目手久 472番地

職歴等につきましては、お手元に配付の資料をご参考いただきたいと思います。

同意第 2号

指名 大山典男氏

住所 鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙 3,318番地の 7

同じく同意第 3号

3号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の19年度の改正によりまして、教育委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないということでありまして、同意第 3号におきまして中村浩三氏、現面縄小学校PTA会長をご推薦申し上げております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

日程第12、議案第 1号、字の区域変更について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これから議案第 1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第 1号を採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1号、字の区域変更については、可決することに決定しました。

日程第13、議案第 2号、平成21年度伊仙町一般会計補正予算（第 6号）について質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

6ページを。

先ほど総務課長の説明では、地域グリーンニューディール基金事業、国庫から県委託金への組み替えということですが、替わった理由は何なのか、お尋ねをいたします。なぜ組み替えなのか。

詳しい説明を求めます。

それと、委託金は、この金額で間違いないのかどうか。

○環境課長（牧 徳久君）

地域グリーンニューディール基金の替わった理由ということですが、この地域グリーンニューディール基金事業というのは、去年、国が基金を積み立てて、環境問題において全国の海岸を清掃作業、言わば漂着ゴミを清掃するというので基金を積み立てまして、全国に今、展開しているわけですが、この事業について 3町で応募いたしまして、これに一応 2町を含めて、その事業に応募しま

して、11月から実施しているわけですが、海岸付近の例えば伊仙町の場合ですが、町の海岸管理は面縄港と鹿浦港、あと前泊漁港、この3つしかない。その他の海岸については、ほとんどが海岸は県管理だということで、県から海岸の清掃について委託を受けたというような契約を結びまして、この国からの金が出てくるというような指摘を受けまして、急遽、国庫補助金から県委託金に組み替えしたところであります。

これは3町を含めまして、鹿児島県内応募した町においた全町において、このような状態が発生している状況であります。以上です。

○10番（杉並廣規君）

目手久の海岸、また伊仙の海岸等もまだまだゴミが散乱している所があるんですが、そういう所もぜひ対応できるようにがんばっていただきたいと思います。

次に不動産売払収入793万7,000円ですが、土地の売払収入、場所と理由はどうなのか。その㎡等はいくらくらいなのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

財産収入並びに諸収入の内訳でございますけれども、役場前の県道拡張工事の補償に伴うものでありまして、用地が宅地として244.97㎡、土地売払、役場敷地が道路敷地ということで244.97㎡が売払という形になります。

○10番（杉並廣規君）

諸収入、工作物補償費ということですが、2,742万5,000円。これはどこの補償なのか。また、㎡はいくらくらいなのか。

○総務課長（稲 隆仁君）

内容、内訳をお答えいたします。

建物として47.55㎡、これは発電所並びにキューティクルという電気施設がございますけど、役場選管前の方に建っている方が、あれの移設補償工事でございます。

それとブロック積みと、それから向こうに叶 実統先生の慰霊が建っておりますけども、諸々ああいう工作物等の移転費と、工作物の中にはキューティクル及び発電機の中身も伴っておりますので、このような金額になっております。

○10番（杉並廣規君）

発電所ということですが、移転先はどこに移転をする予定なのか、お尋ねをします。

○総務課長（稲 隆仁君）

今のところ、公民館前の今の若干の所が少し西寄りに変わっての空いてる部分という形になると思っておりますけれども、実際の道路の入るラインから中に内側に寄せるという形になるものと現在のところでは計画されております。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ十分検討していただいて、県道側はお客さんも来ますし、駐車場敷地もちょっと狭いようです

ので、ぜひ最大限努力できるようにしていただきたいと思います。

次に 7ページの款 2、総務費の財産管理費。

工事費が 3,124万 7,000円。補償工事請負ということですが、3,000万も超しているんですが、年度内にできるのかどうか。継続費等、補正をするのかどうか。

それと、その次の公有財産㎡はいくらくらいなのか。

購入費について、お尋ねをいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

工事請負費の 3,120万 7,000円につきましてですけれども、発電室、それからキューティクル、その室及び中身の移動でございますけれども、一応年度内を目指しておりますけれども、この時期考えた段階では繰り越し事業と、今のところでは繰り越し事業になるのかなと思われま。

更に公有財産の購入面積ということでございますけれども、127㎡を購入する予定でございます。

○10番（杉並廣規君）

8ページの18、目18、農業所得向上対策事業、13、委託料80万円。有機物供給センター貯蔵槽の清掃委託金ということですが、なぜ当初で計画をできなかったのか。毎年、清掃等はやっていないのかどうか。お尋ねをいたします。

○経済課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

この貯留槽、成熟槽というのは、毎年、作ってからほとんど掃除はしてない状態にありまして、沈殿物がかなりの高さまで積み上がってきまして、し尿と言うか、汲み取りして持ってくるのが少し入ただけでも一杯になるという状況にありまして、これを4槽あるんですが、とりあえず2槽を掃除して、あと2槽はその2槽に移しながらやっていくということで半分くらいの経費でやる計画で進めているところであります。

今後、モーターが古くなって故障したりしてしまして、それを循環と言うか、攪拌する能力がなくて、今固まっている状態でしたが、今後、掃除してからは新たに、あるのを修理したり、新しいのを入れたりしてですね、順調に投入できるようにしていきたいと思っています。

○10番（杉並廣規君）

今まで清掃もしたことない、本当に傲慢経営ではないかと。計画性がない。

今後、こういうことがないようにしていただきたいと思いますが、町長、どうですか。

今後は計画性ある運営をできるのかどうか、お尋ねをします。

○町長（大久保 明君）

この有機物供給センター、し尿処理センターに関しましては、この沈殿物が徐々に蓄積しているだろうという予想はありましたけれども、今までのところ、大きな問題は生じてなかったということで、そのまま経過を見るということになったと思いますけれども、数年前から沈殿物の影響で、いろんな故障等が起こるようになってきて、今回、こういうふうな形で調査をしたら、かなり蓄積していると

いうことでのことであります。

今後、この施設だけでなく他の施設に関しましても定期的にチェックできるようなシステムを各担当課においてやっていけるように努力をしていくように指導してまいりたいと思っております。

○10番（杉並廣規君）

こういう施設は、民間に委託とか、そういう計画はあったはずですが、そういう計画はないのかどうか。

○経済課長（中熊俊也君）

液肥センターに関しましては、この2月に指定管理者制度のこの条例に基いて、管理委託を公募しまして、その後、3月の議会に諮りまして、4月からは指定管理者に管理委託をさせる計画にしています。

○10番（杉並廣規君）

次に9ページ。瀬田海浜公園観光整備事業。確か昭和54年度に造られたと思うんですが、工事が20万2,000円増額になっておりますが、この工事の内容について説明を求めます。

○建設課長（上木千恵造君）

この予算につきましては、委託料の残額を工事請負費に組み替えるものでございますけれど、本年度はトイレの整備とシャワー室の整備、それと周りの道路工事の整備を行う予定でございます。

来年度につきましては、ステージの取り壊し、それから古いシャワー室の改装事業ですか、それを計画してございます。

○10番（杉並廣規君）

シャワー室を造るということですが、瀬田海公園の入口の方に造っているということですね。

やはり建設する所は、やはりしっかり考えてしていただきたいと思うんですが、あそこにした場合、トイレ等の排水はどうなるのか、お尋ねをいたします。

○建設課長（上木千恵造君）

浄化槽につきましては、自然流下方式の向こうに暗川と言いますか、暗川がございまして、その暗川に自然流下という形になってございます。

浄化槽でございますので、合併浄化槽ということで、水についてはもう浄化された水が流れている。環境には影響はあまり及ぼさないような方向では計画をしてございます。

○10番（杉並廣規君）

環境に及ぼさないというようなことですが、向こうの下は砂地だと思うんですが、流れて行って、また皆さんが泳ぐ所に水は流れてくるんじゃないかと私は思うんですが、十分環境に配慮し、町民の健康を第一に考えていただきたいと思います。どうなるか、分かりません。

私が見たところでは、皆さんが泳ぐ所に流れ込むんじゃないかと私は心配していますので、それはいいでしょう。後で分かることでしょうか。

ぜひ毎年、環境調査等をして、きちっと整備をしていただきたいと思います。

一応終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

企画課、7ページです。

設計委託料が増額されて、工事請負費がそのまま組み替えになっているようですが、どうしてこんな状態が発生したのか、教えていただきたいと思います。

それと、負担金が年度末になって今出している。これは当初では取れなかったのか。

当初の計画になかったのかどうか。ご説明をいただきたいと思います。

○企画課長（四本延宏君）

この携帯電話伝送路工事請負につきまして、9月議会で請負費ということをお願いしてありましたけれども、事業の中に設計管理委託料も包括して一括して提案してございまして、その手違いで委託料ということを経営費と分けて事業をすることになりましたので、組み替えをさせていただくことになりました。

次に、生活バス路線の維持事業の補助金でございますけれども、概算でちょっと今、手元がないんですけども、組んであるんですけども、バス路線は年末になって決算が10月になりましたので、それ以降に確定の数字が出てきます。一応前年度並とかいうことで予算を組むんですけども、その決算が出てき次第、また少し増減が出て、こういった数字になっています。以上です。

○5番（明石秀雄君）

今の説明ではちょっと分からないんです。9月で工事に入っていったと。そのときは一緒に同じところで組んでいたわけ。でも、じゃあ、今度は委託料に270万入れば、工事費はなくなる。

○企画課長（四本延宏君）

その工事費の中に、設計管理委託料というのを合算して組まれていたということです。

1,100万の中に270万は設計管理委託料、委託費に組むべきものですね。

○5番（明石秀雄君）

270万の中に委託料と工事費が含まれているということね。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○13番（美島盛秀君）

6ページ。

国庫支出金の総務費国庫補助金1,580万。地域活性化・経済危機対策臨時交付金なんですけれども、どのような事業を行って、その効果は出ているのかどうか、伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

ただいまの質問にお答えいたします。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業でございますけれども、多岐にわたります。諸々、これまで補助対象とならなかった事業、自民党政権でございますけれども、1次補正という形で流れてきた補助金でございます。例えば、数は30件くらいありますので、そのうちの主だったもの、例えば商工会費のプレミアム商品券、商工会活性化ということですね。

それから学校通信事業、AED導入事業、西部公民館改修事業費等、諸々含めて2億231万2,000円が伊仙町の配分額として交付されておりますので、この事業を有効に活用している次第であります。

○13番（美島盛秀君）

その効果が出ているのかどうか聞いたんですけれども。

○総務課長（稲 隆仁君）

効果と申しますと、事業はまだ今の年度末を迎えていないという段階で、また決定がですね、遅れているという事業等もございます。また施工中の所もございます。

効果は出ているものと確信しております。以上です。

○13番（美島盛秀君）

8ページの民生費、社会福祉総務費1,500万。特別養護老人ホームスプリンクラー設置補助金ということですが、老人ホームにどのようなスプリンクラーを付けて、どのような役目があるのか、伺います。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

消防法の改正に伴い、現段階では義務ではないんですけども、いずれ義務になるだろうということが懸念されますので、前もってスプリンクラーを取り付けるということです。

まだ設計段階ですので、こういった形というのはまだ決定はしていません。

多分、本年度中では事業完了は難しいと思いますので、翌年度の繰り越しになる事業だと思います。

○13番（美島盛秀君）

この金額は、全額国・県の支出金ですが、もうこれは決定していると受け止めてよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

先ほどの1,580万の中の1,500万がこの事業の分でございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これから議案第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第 2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2号、平成21年度伊仙町一般会計補正予算（第 6号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14、同意第 1号、伊仙町の教育委員の選任について質疑を行います。

○12番（上木 勲君）

ちょっとこの教育委員の同意についてなんですけれどもね、先ほど町長からもちょっとお詫びのお話があったんですけども、教育委員長は今、任期切れと言うんですかな、不在で、教育委員会総務課長が何かちょっと兼任みたいな形にしてきたかのような説明のようであったんですけども、これはですね、こういうふうなことがあってもどうかと。その前にいろいろ問題等が起きたら、いろんな問題、大変じゃなかったかなと思ったりするんですけど、それで12月議会で、本来、その前にもう分かっていることだから、こういう教育委員のは本来、出るべきじゃなかったかなと思ったりするんですけど、その辺のことについて、ちょっとお尋ねをいたします。

○町長（大久保 明君）

上木議員の質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、12月定例議会で提案しても良かったのでありますけれども、ちょうどですね、議会議員の任期と教育委員 3人の任期がほぼ同じ、1日違いでしたので、新しい議会の下で、新しいメンバーの下で、またこれから新しい教育委員は同じ期間やっていくわけでありますので、その方が良くはないかということで提案した次第でございますので、その点また先ほど申し上げたとおりでございます。

この 5日間ほど、この教育委員会総務課長が教育長代行となったことは、またご理解いただきたいと思えます。

○12番（上木 勲君）

ちょうど教育委員会のことがありますから、やはり最高責任者が前もって分かっていることについてはですね、これからはもういろんな事前にスムーズに行くように、やはりしないといけないんじゃないかと。こういうふうに思う次第です。

一応そういうことで終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これから同意第 1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから同意第 1号を採決します。

お諮りします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第 1号、伊仙町の教育委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第15、同意第 2号、伊仙町の教育委員の選任について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これから同意第 2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから同意第 2号を採決します。

お諮りします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第 2号、伊仙町の教育委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第16、同意第 3号、伊仙町の教育委員の選任について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これから同意第 3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから同意第 3号を採決します。

お諮りします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第 3号、伊仙町の教育委員の選任については、同意することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第 1回伊仙町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 3時04分

地方自治法第 123条第 2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 永 田 誠

伊仙町議会議員 福 留 達 也